

2021年3月11日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号
ラオックス株式会社
代表取締役社長 羅 怡 文

第45期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、適切な防止策を実施のうえ開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態のいかんにかかわらず、感染リスクを回避していただくため、当日のご出席に代えて事前に書面による議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合でも、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園1-5-10 芝パークホテル2F「ローズ」
*末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第45期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

お知らせ ・次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.laox.co.jp>)に掲載しております。

- ①事業報告の「企業集団の現況に関する事項（財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況）」、「会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

・本招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.laox.co.jp>) において、掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本株主総会につきましては株主の皆様のご健康状態にかかわらず当日のご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

【来場される株主様へのお願い】

- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

【当社の対応について】

- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・中国在住の役員については時節柄に鑑み、出席を見合わせさせていただきます。
- ・受付および会場には、アルコール消毒液を設置いたします。

ご理解ならびにご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

事 業 報 告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 経営環境の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の影響を受け、輸出・生産等の減少や諸外国の貿易摩擦による通商問題等の懸念により、極めて厳しい環境となりました。また、全国緊急事態宣言の解除後は個人消費や輸出に持ち直しの動きが見られたものの、11月以降には当該感染症の再拡大による不要不急の外出自粛要請が発令されるなど、収束の見通しは未だ立たない状況にあり、不透明な経済環境は長期化することが想定されます。

当社が主力に展開している小売業界については、自家需要ニーズは引き続き高く、コンビニ・スーパーを含む飲食料品店やドラッグストア等の医薬・化粧品店、ECの販売額は前年同期比で堅調に推移いたしました。一方で、百貨店、ショッピングセンター等の販売額は前年同期比で減少が続き、依然として厳しい状況となっています。

海外情勢については、7月下旬よりビジネス目的での入国が限定的に再開されたものの、観光目的での入国は未だ認められず、当連結会計年度（1月～12月）における訪日外国人は4,115,900人（推計）と前年同期比87.1%減の大幅減少となりました。

当社グループにおいては、このような厳しい環境を強固な経営基盤を確立するための好機と捉え、「抜本的な収益構造改革」と「新たな収益源の創造」を推進いたしました。「抜本的な収益構造改革」については、店舗集客の減少や一時休業の影響を受けて、店舗事業の採算性の見直しによる徹底したコスト圧縮や在庫削減によるキャッシュ・フローの改善など収益体質の改善に取り組みました。また、Withコロナ時代のビジネススタイルの変化に対応すべく、組織機能の強化と効率化、グループシナジーの最大化に向けた組織構造改革を行いました。

「新たな収益源の創造」については、当社グループにおいて、豊かで多様なライフスタイル“グローバルライフスタイル”の提案とその進化・創造の支援を企業方針とし、日本国内外の方々に対して様々な価値ある商品やサービスをお届けする取り組みを継続しております。こうした方針のもと新たな取り組みとして、海外向け事業では、越境ECおよび輸出貿易の拡大を目指し、ダブルイレブンをはじめとした大型セールスイベントの強化やライブコマースでの販売を行ったほか、カルフル中国への卸売りおよび新規出店、業務提携による日本企業の海外進出支援を行う新サービス「中国販路拡大パッケージ」の提供を開始いたしました。国内向け事業では、6月に当社グループの新たなビジネスモデル店舗として、国籍を問わずお客

様に楽しんでいただける旗艦店「Laox道頓堀店」をオープンしたほか、その他既存店舗においても、そのエリアのお客様のニーズにお応えした商品拡充およびリニューアルを進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は、新型コロナウイルスの影響により店舗の一時休業や集客の苦戦を余儀なくされたインバウンド事業および生活ファッション事業の大幅な減収を受けて、売上高は82,988百万円（前年同期比35.9%減）となりました。損益面は、一部において収益改善の効果が表れましたものの、営業損失3,359百万円（前年同期は3,103百万円の損失）、経常損失3,444百万円（前年同期は3,684百万円の損失）の損失計上となりました。なお、インバウンド事業および生活ファッション事業において、当該感染症による事業環境の激変を受け、店舗固定資産の減損損失および棚卸資産評価損、店舗撤退に係る諸費用等を構造改革損失として10,234百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は16,641百万円（前年同期は7,872百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

（インバウンド事業）

インバウンド事業では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、2月以降の訪日外国人の大幅な減少等に加えて、全国緊急事態宣言の発令による一時休業等で甚大な影響を受けました。また、当該感染症を契機としたビジネス環境の変化に対応すべく一部店舗の閉店および都市部への店舗集約を実施するなど、大規模な構造改革を実施いたしました。

一方で、6月には「Laox道頓堀店」をグランドオープンさせ、世界各地から多彩な商品を提案し、国籍を問わずお買い物を楽しんでいただける場を展開する新たなビジネスモデル店舗として、メディア注目のなか好調なスタートを切りました。7月以降は一時休業していた店舗を順次再開し、セールによる余剰在庫の処分を進めるとともに、秋葉原本店やデックス東京ビーチ台場店等の既存店舗において、そのエリアのお客様のニーズにお応えした商品拡充およびリニューアルを進めてまいりました。さらに、9月以降は、中国およびタイ・ベトナムに向けたライブコマース配信を本格的に開始するなど、訪日が難しい状況の中でも海外のお客様に商品を届ける新たな取り組みを実施いたしました。

以上の結果、新店舗モデルへの取り組みおよび既存店舗のリニューアル等により、新たな国内のお客様は着実に増えつつあるものの、新型コロナウイルスによる訪日客の減少等の影響により、当連結会計年度の売上高は5,939百万円（前年同期比86.0%減）と減収となりました。また、損益面は不採算店舗の見直しや家賃の減免交渉等の抜本的なコスト圧縮をより一層推進し、厳しい環境下においても利益が創出できる収益体質へと確実な変化が表れつつありますが、減収による影響は大きく、1,582百万円の営業損失（前年同期は1,724百万円の利益）となりました。

(グローバル事業)

グローバル事業では、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、ヘルスケア用品や化粧品、家電製品における中国国内のニーズは減退することはなく、販売は順調に推移いたしました。また、主力カテゴリである理美容家電メーカーとの取引拡大によって海外での販売数が増加するとともに、毎年11月に開催される中国最大級のECセールスイベント「ダブルイレブン」においては、日本の大手家電メーカー等との連携による販売拡大により、総売上は過去最高を記録し、業績に大きく貢献いたしました。

当連結会計年度における新たな取り組みの経過については、6月より開始した華東地域（上海市、江蘇省、浙江省を含む7都市の地域）の大型スーパーマーケット・カルフルへの卸売りおよび出店する「カルフル上海古北店」の売上が堅調に推移したほか、中国向けのライブコマースにおいては、特に企業のトップが出演する「中日BOSS LIVE」が人気を博し、認知度や取引先の着実な増加とともに国内外のメディアからも注目を集めました。また、7月より提供を開始したアライドアーキテクト株式会社との協業サービス「中国販路拡大パッケージ」についても引き合いは増加しているほか、新規出店した東南アジア最大級のECサイトLazadaについても着実に商品数を拡充し、運営は堅調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は20,599百万円（前年同期比8.7%増）、営業利益は298百万円（前年同期は9百万円の損失）と増収増益となりました。

(生活ファッション事業)

ギフト販売事業では、新型コロナウイルスの感染拡大によりブライダル・セレモニーを始めとする各種儀礼の中止・延期、ならびに主要販売チャネルである全国販売店の一時休業等の影響を受けるなど厳しい事業環境となりました。当該事業会社の主力商戦の一つである中元・歳暮については、帰省に代わる贈り物として需要が増加し、一定規模のギフト需要を獲得いたしました。また、自宅時間の増加や対面での接触を控える傾向にある背景から、自家需要商品やカジュアルギフト（誕生日プレゼントやシーズンギフト）のニーズは堅調に推移しており、当該事業会社の強みであるオリジナル商品や人気商品をアソート化したギフトやスイーツ、冷凍食品やお取り寄せグルメ等の商品を強化いたしました。しかしながら、当該感染症の影響を受け、お客様が実店舗での購入を控える傾向にあったことから、売上高は前年を下回る実績となりました。

当該感染症による業績への影響は大きく、売上高は前年同期比で減収となりましたが、物流改革や不採算事業の整理等の構造改革および、販促費等の販売管理費の徹底的なコスト削減が功を奏し、損益面は大幅に改善し、営業利益は前年同期比で増益となりました。

靴事業では、新型コロナウイルスの影響により、主要販売チャネルである百貨店の休業があったほか、営業再開後においても当該感染症の再拡大や消費マインドの冷え込みから集客に苦戦するなど事業環境は厳しい状況が続く一方で、ECの強化および催事、ファミリーセール等での積極的な販売等を行ってまいりました。また、

新たな取り組みとして次期を見据えた30代女性向けの新ブランドの立ち上げや、お客様の適切な足形にあった提案が可能な新たなフィッティングサービス「3D計測」の導入に向けた準備を進めてまいりました。

売上高は前年同期比減収となった一方で、損益面については、これまで取り組んできた不採算店舗および仕入の見直しや在庫の圧縮等のコスト削減に取り組んだ結果、損失額は縮小いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は新型コロナウイルスの影響による集客の減少により50,645百万円（前年同期比22.9%減）、営業利益は徹底したコスト削減と収益構造改革により158百万円（前年同期は1,694百万円の損失）と大幅に改善いたしました。

（エンターテインメント事業）

エンターテインメント事業では、既存運営施設の効率化およびグループ遊休不動産の売却による収益改善に取り組んでまいりました。運営する商業施設およびその他飲食店においては、リピーターのお客様を中心に一定数の集客を確保したものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、一時休業や営業時間の短縮、GOTOキャンペーンの停止による集客の減少等の影響が及びました。一方で、中国で展開する高級日本料理店「くろぎ上海」では7月に過去最高の来店客数を記録して以降も運営は堅調に推移いたしました。

不動産売買および仲介事業では、当該感染症の影響により、各種交渉の一時的な中断がありましたものの、大型物件を含む複数件の不動産売却や仲介案件の成約により、収益面において大きく寄与いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,804百万円（前年同期比144.5%増）、営業損失は1,043百万円（前年同期は1,475百万円の損失）となり、大幅な増収ならびに損失額の縮小となりました。

（2）対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束の目処が立っていない国内におきましては、本格的な回復までには時間を要するものと予想されます。また、世界経済におきましても、当該感染症拡大による経済活動への影響に加え、諸外国の貿易摩擦による通商問題等の懸念など先行き不透明な状況が続くと予想されます。

こうしたなか、新型コロナウイルス感染症拡大の当社事業に与える影響については大きく、今後も予断を許さない状況ですが、次期（2021年12月期）につきましては、当連結会計年度における収益構造改革をさらに推進するとともに、グループシナジーを最大限に活用し、確実に利益が創出できる事業体質へと変革を進めてまいります。

また、当社の根幹であるリテールビジネスのブランディングおよび販売・商品強化に取り組むと同時に、厳しい環境においても拡大基調を維持する海外マーケットでの戦略展開を推進するなど、当該感染症の影響を注視しながらも慎重かつ積極的な投資を進め、新たな収益源の創造に取り組んでまいります。

さらに、事業の持続的成長に向けた人材の適正配置および多様な人材が活躍できる企業風土の醸成を図り、引き続き組織力の強化に努めてまいります。また、事業体制に応じた内部統制の整備、経営管理体制の充実、業務オペレーションの効率化等の各種戦略を推進することで、健全性且つ透明性の高い経営基盤の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産の取得額）の総額は3,049百万円であります。

その主な内訳は、インバウンド事業における新規出店投資、生活ファッション事業におけるシステム投資などによるものです。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
シャディ株式会社	東京都港区	3,445	90.0 (90.0)	ギフト商品販売卸売
株式会社モード・エ・ジャコモ	東京都港区	30	100.0	婦人靴販売・製造事業
株式会社オギツ	東京都港区	90	95.0 (75.2)	婦人靴販売・製造事業
ラオックス SCD 株式会社	東京都港区	98	100.0	商業不動産運営事業
樂弘益(上海)企業管理有限公司	中華人民 共和国	1,500	100.0	中国事業の統括・管理業務

(注) 議決権比率欄の () 内は、間接所有割合を内数で記載しています。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 97,000,000株 |
| (2) 発行済株式数 | 91,416,754株（自己株式の数1,918,349株を除く。） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主総数 | 20,927名（自己株式分1名を除く。） |
| (5) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
GRANDA GALAXY LIMITED	31,547 千株	34.51 %
GRANDA MAGIC LIMITED	27,783	30.39
日 本 観 光 免 税 株 式 会 社	5,489	6.01
UNEARTH INTERNATIONAL LIMITED	776	0.85
中 文 産 業 株 式 会 社	542	0.59
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	411	0.45
グ ロー バ ル ワ ー カ ー 派 遣 株 式 会 社	290	0.32
楽 天 証 券 株 式 会 社	242	0.27
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	225	0.25
株 式 会 社 S B I 証 券	182	0.20

- (注) 1. GRANDA GALAXY LIMITEDは、蘇寧電器集团有限公司の100%孫会社であります。
2. GRANDA GALAXY LIMITEDの一部の所有株式については株主名簿上の名称と異なりますが、実質株主として把握していることにより記載しております。
3. GRANDA MAGIC LIMITEDは、蘇寧易購集团股份有限公司の100%孫会社であります。
4. 持株比率は自己株式1,918,349株を控除して計算しています。
5. 持株数は、千株未満を切捨てて表記しております。
6. 2021年1月25日付にてGRANDA GALAXY LIMITEDより担保契約等重要な契約の変更があった旨の変更報告書が提出されております。

3. 会社の新株予約権等の状況（2020年12月31日現在）

（当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況）
2015年6月8日開催の取締役会決議による新株予約権（第4回新株予約権）

(1) 新株予約権の払込金額

1個につき1,900円

(2) 新株予約権の行使金額

1株につき373円

(3) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、2015年12月期乃至2017年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）の営業利益が、当社が中期経営計画に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合に、割当を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を2016年4月1日から2021年3月31日までの期間において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(i) 2015年12月期の営業利益が4,550百万円を超過している場合
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

(ii) 2016年12月期の営業利益が7,000百万円を超過している場合
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

(iii) 2017年12月期の営業利益が12,000百万円を超過している場合
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ただし、2015年12月期の第3四半期及び第4四半期の営業利益が1,000百万円を下回った場合は、以後、本新株予約権を行使することができないものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権の行使期間

2016年4月1日から2021年3月31日まで

(5) 当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,036個	普通株式 503,600株	2名
社外取締役	一個	普通株式 一株	一名
監査役	35個	普通株式 3,500株	3名

(注) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、2016年7月1日を効力発生日とした株式併合により、1個当たり1千株から1百株に調整しております。

(その他新株予約権等に関する重要な事項)

2019年6月19日開催の取締役会決議による新株予約権（第6回新株予約権）

割当日	2019年7月5日
新株予約権の数	52,810個（新株予約権1個につき100株）
発行価額	総額5,281,000円（新株予約権1個につき100円）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 5,281,000株
新株予約権の行使時の払込金額	313円
新株予約権の行使期間	2019年7月8日～2022年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 156.5円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
割当先	グローバルワーカー派遣株式会社

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

① 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	羅 怡 文	
取 締 役	張 康 陽	蘇寧ホールディングス集団国際業務発展センター 総裁 インテルナツィオナーレ・ミラノ 主席 蘇寧国際集団 総裁
取 締 役	矢 野 輝 治	営業管理本部 本部長
取 締 役	龔 震 宇	蘇寧易购集団 高級副総裁
取 締 役	陳 艷	蘇寧置業本部 副総裁
取 締 役	祝 青	蘇寧ホールディングス集団TMT事業部 総裁
取 締 役	任 学 進	蘇寧ホールディングス集団董事長オフィス 高級秘書
取 締 役	阿久津 康 弘	東京国際コンサルティング株式会社 代表取締役
取 締 役	徐 蓓 蓓	江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー
常 勤 監 査 役	芝 正 二	
監 査 役	上 村 明	上村・大平・水野法律事務所 代表 K P トランザクション・アドバイザー・サービス株式 社 代表取締役
監 査 役	山 岸 洋 一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ニューラルポケット株式会社 社外取締役 B i o n i c M株式会社 社外監査役 ラオックス S C D株式会社 監査役
監 査 役	華 志 松	蘇寧易购集团股份有限公司 監査役

- (注) 1. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 上村明、山岸洋一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役 芝正二氏は、長年にわたり上場企業の財務経理部門責任者などを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 阿久津康弘、徐蓓蓓の両氏と、監査役 上村明、山岸洋一の両氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 取締役 王哲、周斌、韓楓、須原伸太郎の各氏は、2020年3月27日をもって任期満了により退任しております。
6. 監査役 西澤民夫氏は、2020年3月27日をもって任期満了により退任しております。

② 執行役員

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※社長執行役員	羅 怡 文	
副社長執行役員	飯 田 健 作	
※ 執 行 役 員	矢 野 輝 治	営業管理本部 本部長
執 行 役 員	若 林 孝 太 郎	コーポレート統括本部 本部長
執 行 役 員	田 中 寿 弥	経営戦略本部 本部長
執 行 役 員	傅 禄 永	グローバル事業本部 本部長 楽弘益（上海）企業管理有限公司 総経理
執 行 役 員	富 田 範 彦	シャディ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、社会・経済情勢の変化に機動的に対応し、より迅速な意思決定と業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
2. ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。
3. 2021年1月1日付でグローバル事業本部は海外事業本部に名称変更しております。
4. 2021年1月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社長執行役員	羅 怡 文	
副社長執行役員	飯 田 健 作	
執 行 役 員	矢 野 輝 治	営業管理本部 本部長
執 行 役 員	若 林 孝 太 郎	コーポレート統括本部 本部長
執 行 役 員	田 中 寿 弥	経営戦略本部 本部長
執 行 役 員	傅 禄 永	海外事業本部 本部長 楽弘益（上海）企業管理有限公司 総経理
執 行 役 員	中 谷 和 浩	ラオックスSCD株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	洪 東	社長付

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりであります。

区 分	支 給 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (3名)	42百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	9百万円 (3百万円)
計 (うち社外役員)	18名 (6名)	52百万円 (7百万円)

- (注) 1. 上記には2020年3月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第15回定時株主総会決議により、年額250,000千円と定められております。
3. 監査役の報酬限度額は、1988年6月29日開催の第12回定時株主総会決議により、年額30,000千円と定められております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
資 料	目	百 万 円	科 目	百 万 円	金 額
流 動 資 産		44,377	流 動 負 債		28,610
現金及び預金	金 産 品 他 金	12,857	支払手形及び買掛金	金 産 品 他 金	9,618
受取手形及び売掛金	金 産 品 他 金	16,579	電子記録債権	金 産 品 他 金	2,218
短期貸付	金 産 品 他 金	8,388	短期借入金	金 産 品 他 金	5,837
短期貸倒引当金	金 産 品 他 金	3,500	1年内返済予定の長期借入金	金 産 品 他 金	1,271
	金 産 品 他 金	3,365	リース債務	金 産 品 他 金	55
	金 産 品 他 金	△312	未払法人税等	金 産 品 他 金	489
	金 産 品 他 金		賞与引当金	金 産 品 他 金	69
固 定 資 産		19,082	ポイント引当金	金 産 品 他 金	102
有形固定資産	産 品 他 金	6,459	製品補償損失引当金	金 産 品 他 金	14
建物及び構築物	産 品 他 金	3,782	厚生年金基金脱退損失引当金	金 産 品 他 金	40
機械装置及び運搬具	産 品 他 金	871	転貸損失引当金	金 産 品 他 金	146
工具、器具及び備品	産 品 他 金	159	契約損失引当金	金 産 品 他 金	131
土地	産 品 他 金	1,606	資産除の債権	金 産 品 他 金	50
リース資産	産 品 他 金	39	そ の 他 の 債 権	金 産 品 他 金	8,563
無形固定資産	産 品 他 金	2,365	固 定 負 債		7,337
リースの資産	産 品 他 金	30	長期借入金	金 産 品 他 金	658
その他	産 品 他 金	2,334	繰上返済金負債	金 産 品 他 金	136
	産 品 他 金		役員退職慰労引当金	金 産 品 他 金	1,422
	産 品 他 金		関係会社整理損失引当金	金 産 品 他 金	45
	産 品 他 金		退職給付に係る負債	金 産 品 他 金	53
	産 品 他 金		退職資産除の負債	金 産 品 他 金	1,470
	産 品 他 金		そ の 他 の 債 権	金 産 品 他 金	1,514
	産 品 他 金		そ の 他 の 債 権	金 産 品 他 金	2,035
投 資 其 他 の 資 産	産 品 他 金	10,257	負 債 合 計		35,947
関係会社出資	金 産 品 他 金	2,352	純 資 産 の 部		
繰上延税引当金	金 産 品 他 金	121	株 主 資 本		26,335
退職給付に係る資産	金 産 品 他 金	55	資本剰余金		23,000
敷金及び保証金	金 産 品 他 金	44	資本剰余金		19,303
投資不動産	金 産 品 他 金	4,206	自己株式		△13,547
貸倒引当金	金 産 品 他 金	3,063	その他の包括利益累計額		△2,419
	金 産 品 他 金	1,185	その他有価証券評価差額金		477
	金 産 品 他 金	△772	為替換算調整勘定		△5
繰 延 資 産		62	退職給付に係る調整累計額		471
株式交付費		62	新株予約権		11
			非支配株主持分		16
			純 資 産 合 計		744
資 産 合 計		63,523	負 債 純 資 産 合 計		27,575
					63,523

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上		82,988
売上		63,699
売上		19,289
売上		22,648
売上		△3,359
受取	219	
受取	46	
受取	93	359
受取	146	
受取	150	
受取	61	
受取	86	444
受取		△3,444
受取	36	
受取	72	
受取	216	
受取	37	363
受取	124	
受取	43	
受取	939	
受取	10,234	
受取	1,152	
受取	259	
受取	76	
受取	844	13,675
税金等調整前当期純損失(△)		△16,756
法人税、住民税及び事業税		118
法人税等調整額		△258
当期純損失(△)		△16,616
非支配株主に帰属する当期純利益		25
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△16,641

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部		
資 科	目	金 額	金 額	
		百万円	百万円	
流 動 資 産		17,340	流 動 負 債 5,713	
現金及び預	金	7,566	買掛金	228
現売掛	金	3,225	短期借入金	2,276
たな卸	産	1,842	リース債	32
前渡	金	172	未払	1,166
前払	用	215	未払費用	945
短期貸付	金	3,500	未払法人税等	333
未収入	金	455	前受	80
その他の	他	669	預り	186
貸倒引当	金	△306	賞与引当	42
			ポイント引当	13
固 定 資 産		15,543	製品補償損失引当	14
有 形 固 定 資 産		388	厚生年金基金脱退損失引当	40
建	物	254	転貸損失引当	146
車両運搬	具	0	契約損失引当	131
器具備	品	0	その他	73
土	地	134	固 定 負 債	3,702
			リース債	91
無 形 固 定 資 産		0	繰延税金負債	199
ソフトウエ	ア	0	退職給付引当	434
その他の	他	0	役員退職慰労引当	43
			関係会社整理損失引当	471
投資その他の資産		15,154	資産除去債	1,451
投資有価証	券	119	その他	1,010
関係会社株	式	3,846	負 債 合 計	9,415
関係会社出資	金	2,574	純 資 産 の 部	
長期貸付	金	120	株 主 資 本	23,519
関係会社長期貸付	金	3,502	資本	23,000
長期未収入	金	1,968	資本剰余	19,303
敷金及び保証	金	3,365	資本準備	19,289
投資動	産	3,065	その他資本剰余	13
その他の	他	1,862	利 益 剰 余 金	△16,363
貸倒引当	金	△5,271	その他利益剰余	△16,363
			繰越利益剰余	△16,363
繰 延 資 産		60	自 己 株 式	△2,419
株式交	費	60	評価・換算差額等	△7
			その他有価証券評価差額	△7
			新 株 予 約 権	16
資 産 合 計		32,944	純 資 産 合 計	23,529
			負 債 純 資 産 合 計	32,944

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

科 目	金	額
		百万円
売上高		17,818
売上原価		14,452
売上総利益		3,365
販売費及び一般管理費		6,344
営業損失(△)		△2,978
営業外収益		
受取利息	273	
為替差益	56	
その他	23	353
営業外費用		
支払利息	34	
貸倒引当金繰入	1,909	
その他	115	2,059
経常損失(△)		△4,683
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社株式売却益	72	
助成金収入	98	
違約金収入	35	
その他	1	213
特別損失		
減損損失	490	
構造改革損失	8,051	
店舗休業損失	927	
店舗整理損	77	
投資有価証券評価損	19	
関係会社株式評価損	1,243	
関係会社整理損	306	
その他	548	11,666
税引前当期純損失(△)		△16,136
法人税、住民税及び事業税		29
法人税等調整額		197
当期純損失(△)		△16,363

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 藤 田 憲 三 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラオックス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラオックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

ラオックス株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	木 村 直 人	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 田 憲 三	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	相 馬 裕 晃	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラオックス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

ラオックス株式会社 監査役会

監査役（常勤）	芝	正	二	㊟	
監査役（社外）	上	村	明	㊟	
監査役（社外）	山	岸	洋	一	㊟
監査役	華	志	松	㊟	

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社の発行可能株式総数は97,000,000株であります。2020年12月31日現在の当社発行済株式総数は93,335,103株となっております。新たなビジネスモデルの拡充および拡大と将来の機動的な資本政策遂行を可能とするため、発行可能株式総数を増加させるものであります。

変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は9,700万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ら い ぶん 羅 怡 文 (1963年4月29日生)	1992年 東京池袋に中文書店を開店、中国語新聞『中文導報』を創刊 1995年 中文産業株式会社創立、代表取締役 2006年 上海新天地株式会社（現日本観光免税株式会社）設立、代表取締役 2009年8月 当社代表取締役社長（現任） 2017年4月 株式会社アスコット 社外取締役（現任）	8,996株 (8,996株)
2	い い だ けん さく 飯 田 健 作 (1971年4月5日生)	1994年9月 在米国日本国大使館 2000年10月 アクセンチュアジャパン株式会社 Senior Manager 2009年3月 ウォルマートジャパン/合同会社西友 Strategy Division, Vice President Merchandising Planning Division, Vice President e-Commerce Division, Vice President 2014年1月 日本トイザラス株式会社 e-Commerce Division, Supply Chain Division, Vice President 執行役員 Merchandise Division, Vice President 執行役員 2019年6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 Direct-To-Consumer Retail Vice President 2020年11月 当社副社長執行役員（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ちよう こう よう 張 康 陽 (1991年12月21日生)	2015年6月 Morgan Stanley資本市場部アナリスト就任 2016年3月 蘇寧雲商集团股份有限公司(現蘇寧易購集团股份有限公司) 国際開拓センター総監 2016年6月 インテルナツィオナーレ・ミラノ取締役(現任) 2017年4月 蘇寧国際集団総裁補佐 2018年3月 欧州サッカークラブ競技委員会メンバー(現任) 2018年5月 蘇寧ホールディング集団国際業務発展センター総裁(現任) 2018年10月 インテルナツィオナーレ・ミラノ主席(現任) 2019年6月 蘇寧国際集団総裁(現任) 2019年9月 欧州サッカークラブ協会(ECA) 取締役(現任) 2019年12月 蘇寧ホールディング集団総裁補佐(現任) 2020年3月 当社取締役(現任)	一株
4	や の てる じ 矢 野 輝 治 (1958年2月7日生)	1980年4月 株式会社ダイエー入社 1998年6月 株式会社ダイエーホールディングス コーポレーション 財務経理企画部長 1999年9月 株式会社レコフ入社 2000年12月 インテグレーション・マネジメント株式会社 取締役副社長 2012年4月 当社入社管理本部本部長 2013年4月 当社執行役員(現任) 2014年3月 当社取締役(現任) 2020年7月 当社営業管理本部本部長(現任)	11,514株 (11,514株)
5	きよう しん う 龔 震 宇 (1971年4月29日生)	1998年4月 蘇寧雲商集团股份有限公司(現蘇寧易購集团股份有限公司) 入社 2007年1月 蘇寧易購集団総裁秘書 2013年1月 蘇寧易購集団副総裁兼香港地区本部執行総裁兼香港大区総経理任 2016年2月 蘇寧易購集団マーケティング本部副総裁兼蘇寧国際公司総裁 2019年12月 蘇寧易購集団高級副総裁(現任) 2020年3月 当社取締役就任(現任)	一株
6	ちん えん 陳 艶 (1979年2月18日生)	2007年10月 蘇寧置業本部開発管理センター総監オフィス総監 2014年2月 蘇寧置業本部総裁秘書 2017年2月 蘇寧ホールディング集団総裁秘書(現任) 蘇寧置業本部副総裁(現任) 2020年3月 当社取締役(現任)	一株
7	しゅく せい 祝 青 (1982年11月14日生)	2008年7月 中信証券入社 2013年2月 中信証券国際取締役 2015年10月 蘇寧投資集団投資管理部執行役員 2018年1月 蘇寧投資集団TMT事業部総裁 2019年11月 蘇寧ホールディング集団TMT事業部総裁(現任) 2020年3月 当社取締役(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	にん がく しん 任 学 進 (1981年9月20日生)	2008年10月 蘇寧雲商集団股份有限公司（現蘇寧易购集団股份有限公司）取締役会秘書室証券事務秘書 2014年8月 蘇寧ホールディング集団投資管理センター投資經理 2017年4月 蘇寧投資集団戦略投資部投資副総裁 2019年3月 蘇寧ホールディング集団董事長オフィス高級秘書（現任） 2020年3月 当社取締役（現任）	一株
9	あくつ やすひろ 阿久津 康弘 (1967年2月3日生)	1990年4月 株式会社第一勸業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 業務企画部シニアコーポレートオフィサー 2003年4月 株式会社みずほ銀行 人事部人事グループ参事役 2004年9月 K F i株式会社 エグゼクティブ・コンサルタント 2007年6月 K F i株式会社 代表取締役 2009年11月 東京国際コンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2020年3月 当社社外取締役（現任）	一株
10	じょ ばい ばい 徐 蓓 蓓 (1981年11月29日生)	2006年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所入所 2014年7月 江蘇世紀同仁弁護士事務所 パートナー（現任） 2016年3月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の（ ）内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
3. 阿久津康弘氏及び徐蓓蓓氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 阿久津康弘氏を社外取締役候補者とした理由は、様々な業界におけるコンプライアンスや内部統制強化コンサルティングなどの豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しており、独立した立場から取締役等の職務の執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としたこととなります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 徐蓓蓓氏を社外取締役候補者とした理由は、中国弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の中国貿易及び中国E C事業の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険期間は2022年2月28日迄であります、更新する予定であります。
7. 非業務執行取締役との責任限定契約の概要
当社は、現在、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、張康陽、龔震宇、陳艷、祝青、任学進、阿久津康弘、徐蓓蓓の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。
その概要は、非業務執行取締役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う、とするものです。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の芝 正二氏と上村 明氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	しば しょうじ 芝 正二 (1951年1月6日生)	1975年4月 株式会社ダイエー入社 1993年6月 同社経理部長 1998年1月 株式会社ローソン入社 2002年1月 同社執行役員財務経理ステーションディレクター 2004年4月 株式会社ファンケル入社 同社執行役員管理本部長 2009年2月 UCC上島珈琲株式会社(現UCCホールディングス株式会社)入社 2010年4月 同社専務取締役グループ財務経理担当 2013年3月 当社常勤監査役(現任)	2,300株 (一株)
2	かみ むら あきら 上村 明 (1973年7月11日生)	2000年 司法試験合格 2002年7月 アンダーソン・毛利法律事務所 2004年8月 西川シドリリーオースティン法律事務所 2008年9月 Sidley Austin LLP (ロサンゼルス) 2009年8月 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 2010年1月 同法律事務所 パートナー弁護士 2013年3月 上村総合法律事務所設立 代表弁護士 2013年3月 当社社外監査役(現任) 2014年8月 KPトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社設立 代表取締役(現任) 2016年5月 上村・大平・水野法律事務所設立 代表弁護士(現任)	一株

- (注) 1. 所有する当社株式の数の欄の () 内の株式数については、持株会として所有する株式を内数にて示しております。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上村明氏は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 芝正二氏の任期は本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、再任をお願いするものであります。芝正二氏は数社の上場企業の管理担当役員を経験し、実務と管理・統制において豊富な経歴を持ち、人格・見識・監督能力も申し分ないことから、監査役として大所高所から助言・指導をいただけるかと判断し選任をお願いするものであります。
5. 上村明氏の任期は本定時株主総会終結の時をもって満了しますので、再任をお願いするものであります。上村明氏は大手弁護士事務所などで10年以上多岐にわたる案件を担当し、上村・大平・水野法律事務所を設立して代表弁護士としてその運営に携わっており、国際商業訴訟、M&A、TOBなどの業務を得意としております。その経歴を通じて培われた高い手腕と見識、経験により、客観的立場から引き続き当社の経営を監査されることを期待するものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約の保険期間は2022年2月28日迄であります。更新する予定であります。

7. 監査役との責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定及び当社現行定款第38条第2項に基づき、芝正二、上村明の各氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の再任が承認された場合、上記の責任限定契約を継続する予定です。
その概要は、監査役が、任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として責任を負う。

以 上

<メモ欄>

〈メモ欄〉

【株主の皆様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、本株主総会につきましては株主の皆様の健康状態にかかわらず当日のご出席は極力お控えいただき、同封の議決権行使書の郵送による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

株主総会会場ご案内

東京都港区芝公園 1-5-10 芝パークホテル 2F「ローズ」



株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただいております。何卒、ご理解下さいます様、お願い申し上げます。